多様な生活ニーズに対応した快適で安心できる暮らしの確保(骨子)

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためにも、高齢者の多様なニーズに対応した住まいの確保が不可欠である。在宅での生活を支援するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護の整備、配食や見守りなどの生活援助サービスの充実、在宅療養・介護の支援などの生活支援施策を進めるとともに、サービス付き高齢者向け住宅など多様な居住環境の整備を推進する。さらに、要援護高齢者に対する災害時の地域での支え合いや、公共空間のバリアフリー化を進めるなど、快適で安心できる暮らしを確保していく。

1 在宅での生活を可能とする各種施策の実施

在宅での生活を可能とするために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護など居宅サービスの整備を進め、配食や見守りなどの生活支援サービスの充実を図るとともに、在宅療養・介護の充実を図る。

☆今後新たに検討する事業

●今後見直しあるいは拡充していく事業

○継続事業

主な施策	概 要
介護サービス基盤の整備	○ 介護サービスの充実(再掲、以下同じ)
※詳細は、「6 日常生活圏	○ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の整備
域を中心とした介護サービ	○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備
 ス基盤の整備」に記載	○ 小規模多機能型居宅介護の整備
ハ空血の正備」に配取	○ 複合型サービスの整備
生活支援サービスの充実	○ 食の自立支援サービスの栄養バランスの取れた食事提
※詳細は「3 地域における	供と配食の際の安否確認実施(再掲、以下同じ)
支え合いの体制づくり」に記	○ 介護用品の支給及び支給対象者に対する家庭ごみ処理
載	手数料の減免
戦	○ 日常生活用具の給付(吸引器、電磁調理器)
	○ 寝具洗濯サービス
	○ 訪問理美容サービス
	○ 給食サービスボランティア助成
	○ 社会福祉協議会が実施する生活福祉資金による低所得
	高齢者への生活費の貸付
	○ 高齢者生活援助サービス
	○ ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム

かかりつけ医・専門職等による在宅療養の充実

※詳細は「5 多職種連携に よる在宅での療養・介護提 供体制の構築」に記載

- かかりつけ医と認知症専門医療機関等との連携の促進等を目的とした認知症地域医療支援事業企画会議の開催(再掲、以下同じ)
- かかりつけ医に加え、看護師や薬剤師等を対象とした研修の開催
- 認知症疾患医療センターによる鑑別診断や相談、保健医療福祉分野との連携

2 快適に暮らしていくための環境の整備

高齢者それぞれの生活状況に応じた暮らしを生涯にわたって続けることができるよう、 多様な住まいを確保するなど住環境を整備する。

また、建物や道路、交通機関等のバリアフリー化を進めるなど、高齢者が地域で快適 に暮らしていくことができるまちづくりを進める。

主な施策	概 要
高齢期にも住み続けられる	○ 住宅改造費助成
住まいの整備	● サービス付き高齢者向け住宅の登録促進及び質の確保
	○ 高齢者向け賃貸住宅の供給促進
	○ 居住支援体制の強化
	○ 高齢者向け賃貸住宅等の情報提供
	○ シルバーハウジング(高齢者向け市営住宅)、高齢者向
	け優良賃貸住宅への生活援助員(LSA)の派遣
	○ バリアフリー化や非常通報ブザーを設置した高齢者向
	け市営住宅の供給
	○ 保証人不在者の入居支援
	○ 高齢者の家賃債務支援のための家賃債務保証制度の情
	報提供
	○ 郊外住宅団地等における高齢者の居住安定確保の促進
ひとにやさしいまちづくりの	○ 「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準等
推進	に基づく建築物等のバリアフリー化の推進
	○ ひとにやさしいまちづくり推進協議会との連携・協力に
	よる、市民や事業者への啓発
	○ 仙台市交通バリアフリー基本構想に基づき、公共交通事
	業者や警察、道路管理者等が連携して実施するバリアフ
	リー化の取り組み支援
	○ 公共交通のバリアフリー化(駅舎へのエレベーター設
	置、低床バス導入など)及び歩行空間のバリアフリー化
	の推進
	○ バス停環境の整備(上屋の整備や歩車道の段差解消等)
	○ 交通バリアフリー教室の実施やバリアフリーマナーア

	ップの啓発など、心のバリアフリーの推進
高齢者が暮らしやすい都市	○ 利便性の高い公共交通網の構築
構造への転換	○ 地下鉄東西線沿線まちづくり
	○ 機能集約型市街地の形成と地域の再生
	○ 市民協働の取り組みによる地域の足の確保

3 安心できる暮らしの確保

災害時に援護を必要とする高齢者に関する情報を地域で共有化し、高齢者一人 ひとりの状況に応じた的確な支援を行うなど、地域における支え合いによる災害 対応の取り組みを促進する。

また、高齢者の消費者被害の対策として、様々な機会を捉え、被害防止の啓発を行い、十分な知識の普及に努める。

主な施策	概 要
災害対応力の強化	○ 災害時要援護者情報登録制度
	○ 地域における支え合い活動をボランティア団体への支
	援(再掲)
	☆ 地域支え合いボランティア養成の促進(再掲)
	○ 老人福祉センター等災害対応設備整備
	○ 災害発生時の帰宅困難者対策として、シルバーセンター
	に一時避難所を開設
	○ 応急仮設住宅や地域施設等を活用した健康づくり・介護
	予防の促進
	○ 在宅高齢者世帯調査(再掲)
	○ 地区社会福祉協議会の小地域福祉ネットワーク活動に
	おける見守りなどの安否確認や生活支援活動の実施(再
	掲)
	○ 地域支えあいセンター事業(再掲)
	○ ひとり暮らし高齢者等生活支援システム運用事業(再
	掲)
	○ 被災者生活再建相談等事業(再掲)
	○ 復興公営住宅入居者見守り支援事業(再掲)
	○ 災害時における福祉避難所の開設
	○ 災害弱者を対象とした家具転倒防止金具取り付けの推
	進や訪問防火指導

日常生活における安心でき る暮らしの確保

- 高齢者を対象とする交通安全講習会の実施等、交通安全 啓発事業の推進
- 消費生活センターによる出前講座「くらしのセミナー」 や消費生活講座、リーフレットの作成配布等による消費 者被害の未然防止
- 消費生活センターによる「消費者トラブル見守り事業」 の展開